

一般会計等財務書類における注記

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8 年 ～ 50 年

工作物 8 年 ～ 30 年

物品 2 年 ～ 10 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ソフトウェアについては、徳島中央広域連合における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、すでに職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち徳島中央広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成27年1月総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル〕に定める所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下）は費用として処理しています。また、オペレーティング・リース取引も費用として処理しています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間（4月1日～5月31日）における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品について、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物は全ての資産を計上しています。建物や物品以外の資産については原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については建物や物品等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地を資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について、〔資本的支出と修繕費のフローチャート〕を基に資本的支出と修繕費の判定をしています。また、金額が50万円未満であるとき、または法人税法基本通達により資産に該当しないと判断したときは修繕費として処理しています。

II 重要な会計方針の変更等

該当する事象なし

Ⅲ 重要な後発事象

該当する事象なし

Ⅳ 偶発債務

該当する事象なし

Ⅴ 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 の規定に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

次のいずれかに該当する資産のうち、徳島中央広域連合が特定した資産をいう。

- 1) 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）
- 2) 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

物品 2 円

令和 6 年 3 月 31 日時点の貸借対照表における簿価を記載しています。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

注記事項はありません

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

△6,007,474 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A：歳入歳出決算書	1,616,082,183円	1,577,298,136円
B：財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-円	-円
C：繰越金に伴う差額	△39,501,197円	-円
D：資金収支計算書(D=A+B-C)	1,576,580,986円	1,577,298,136円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	373,519,852 円
減価償却費	△94,958,845 円
賞与等引当金増減額	△4,852,067 円
退職手当引当金増減額	22,282,667 円
資産除売却損益	△4,889,745 円
純資産変動計算書の本年度差額	291,101,862 円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	200,000,000 円
一時借入金に係る利子額	0 円